

国際会計基準2007年問題 の実務対応

<3>

新日本監査法人 金部部 / 公認会計士 橋上 徹

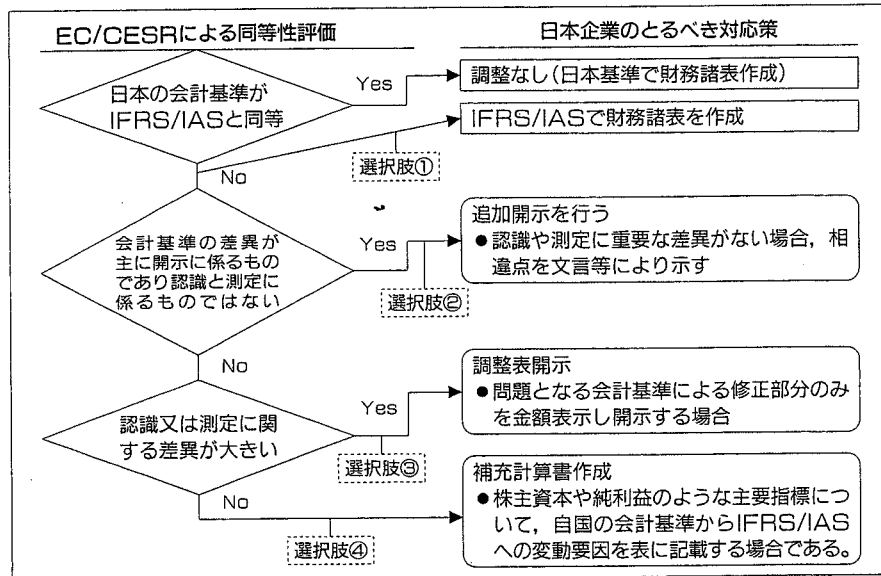
今回のポイント

- 日本企業が今後とるべき対応策は、EC/CESRの同等性評価に依存する（2005年内のCESR/ECの同等性評価の動きを見守る。但し、今対応できる点は、【第5回】で説明を行う）。
- 上場・公募等をするEU証券市場を考える（EU域内は、一度、EU域内のどこかの証券市場に上場・公募等を行うと他のEU域内の証券市場でも、原則そのまま上場・公募をすることができる【所謂、パスポート条項】）が、今回はその前提となる重要な4つのEU指令（Directive）を理解する（証券市場の説明は【第4回】で行う）。

第2章 「2007年問題」〈Area 2〉（続き）

第4節 EC/CESRによる同等性評価と日本企業のとるべき対応策

まとめると以下のとおりとなる。



第5節 EU証券市場における4つの重要な指令（Directive）

第1款 目論見書指令(Prospectus Directive)と透明性指令(Transparency Directive)

- 従来の債券・証券の発行に関する目論見書についての規定、すなわち上場明細書に関するもの(80/390/EEC)及び目論見書に関するもの(89/29/EU)については、債券・証券の発行会社及び投資銀行より、欧州域内における国境を越えた資本調達を困難にしているとの批判がなされていた。
- 2003年7月2日、欧州議会(European Parliament)は、目論見書指令の改正についての欧州委員会提案を承認した。この結果、新しい目論見書指令及びそれに関する指令は、2005年7月にEU加盟国において発効する予定である【第1回-第2章第2節第2款(b)】。
- 新しい目論見書指令は、発行会社が欧州連合加盟国内のどこか1カ国の所轄当局(home competent authority)において目論見書内容が容認されていることを確実にすることを目的としている(所謂、「1回パスポート(single passport)」のシステムの導入:新しい目論見書指令は、全ての目論見書がEU加盟国のどこで発行されようとも、関係する投資家が投資判断を行うに当たり必要な情報を十分に取得できることを保障することで、投資家に対する保護強化を目指している。この結果、発行会社及び投資銀行は、目論見書に記載すべき情報の正確性、明瞭性等をより高めることが必要となり、提供される情報の質が向上することになる)。
- この目論見書指令によると、EU域内における証券公募(public offering)又はEU域内の市場への上場(admission to trading on a regulated market)が対象となる。

●ただし、証券公募については、

- ① 適格投資家への募集、
- ② 加盟国毎に100名(適格投資家を除く)未満への募集、
- ③ 投資家1名当たり募集毎に5万ユーロ以上取得する募集、
- ④ 発行単位5万ユーロ以上の証券の募集、

等は適用除外となる。

- 証券発行者は、原則として、IFRS/IASに従った連結財務諸表の作成義務を負うが、EU域外の証券発行者(第3国の証券発行者)については、次の要件の下、母国の基準に従って作成された目論見書の使用が可能とされる。
- ① 目論見書がIOSCO開示基準を含む国際的な証券組織が定める国際的基準に従って作成されていること。
- ② 財務情報を含む情報に関する義務が目論見書指令の下での義務と同等(equivalent)であること。
- ③ ECは、統一の適用を確保する為、実施措置(implementing measures)を採択可能とし第三国はこれに従うこと。
- また、EUは、欧州証券規制当局委員会(CESR:The Committee of European Securities Regulations)の助言を踏まえ、2004年2月13日に、目論見書指令を実施する為の規則案を提案した。
- EU域外の証券発行者の取扱いに関するポイントは以下のとおりである。
- ① IFRSs又はIFRSsと同等の第3国の国内会計基準に従って財務諸表を作成すべき義務は、2007年1月1日までは、第3国の証券発行者(当該規則の発効時にEU域内でその証券が上場されており、かつ、第3国の国

内会計基準に従って財務情報を表示している者)には適用されない。

② この場合、目論見書に含まれる財務諸表が証券発行者の資産・負債、財務ポジション及び損益の真実かつ公正な概観(true and fair view)を示していないならば、当該財務諸表により詳細・追加的な情報を表示・開示する義務を伴う。

③ 第3国の証券発行者は、2007年1月1日以降は、EUが定めるメカニズムに沿って同等性が確立された後に財務諸表を表示する、というものである。

● 一方、2003年11月にはEU財務相理事会が「投資家保護及び透明性を増大する為の指令案(透明性指令案)」に政治的合意を行い、欧州議会が2004年3月30日に修正承認した。また、2004年5月11日、財務相理事会が5月11日行われ、欧州議会が3月30日に承認した修正版について政治的合意がなされた。採択は2004年秋になされた。

● この意味するところは、少なくとも我が国企業によっては、2006年末までは現行どおり日本基準の取扱いが認められるということであった(即ち、この点については2005年問題が実質的に2007年問題になって確定したといえる)。

● 透明性指令案の骨子は次のとおりである。

① 透明性指令はEU域内に上場されている法的主体に適用される。

② 当該法的主体に年次報告書、半期報告書及び四半期声明の開示義務(継続開示義務)を課する。但し、5万ユーロ以上の発行単位の債券のみの上場等の場合は適用除外とされているが、新株予約権付社債(転換社債型と新株引受権付社債型)のいずれもは除外されていない。

③ EU域外の証券発行者の取扱いは概ね

目論見書指令と同様。

④ 既発行分に関連して一般的な適用除外(grandfathering)条項は設けられていない。

第2款 新投資サービス指令(Investment Service Directive)

EU新投資サービス指令においては、ECは、誠実公正義務、情報提供義務、適合性の原則、書面交付義務などについての実施細則については、顧客がアマであるかプロであることを考慮しつつ定めることとされている。また、プロとほぼ同義である適格取引先との取引については、これらの義務や最良執行義務、顧客注文取扱規則ルールは原則適用されないこととされている。

なお、新投資サービス指令においては、金融機関のほか、

- ① 総資産200万ユーロ、
- ② 純売上高400万ユーロ、
- ③ 自己資本200万ユーロの要件

のいずれか2つを満たす企業などがプロとされている。

また、アマであっても、

- ① 取引の状況(4半期平均10回の大口取引)、
- ② ポートフォリオの額(50万ユーロ超)、
- ③ 対象取引についてのプロとしての金融セク

ター勤務経験の要件、のいずれか2つを満たす場合、投資サービス業者に対し、一般的又は特定の投資サービスにつ

平成17年版 初心者・社員教育に最適な法人税入門書!!

法人税入門の入門

著 辻 敬・齋藤 幸司 共著 A5判・262頁 定価1,680円(税込)

法人税の基本的なしくみや考え方を、多くの図・表を用いてやさしく解説しています。

税務研究会出版局刊

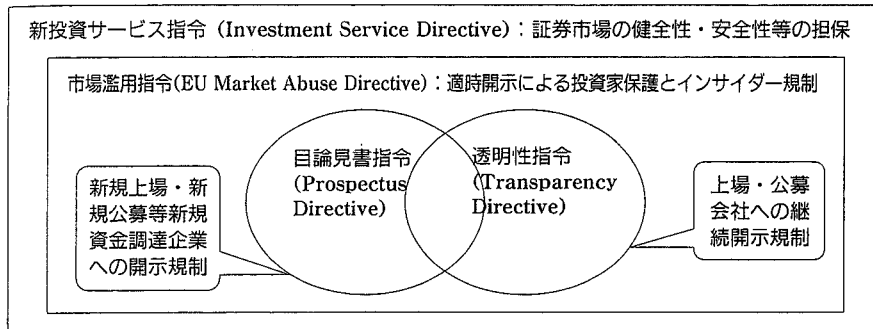
いてプロと取扱われることを希望することにより、当該業者との間でプロとなる(オプト・イン)ことも可能である。また、プロがアマとなることも可能である(オプト・アウト)。

また、英国においては、プロとアマの間にセミ・プロを設けている。

第3款 市場濫用指令(EU Market Abuse Directive)

この指令は、2003年12月に発出されたものであるが、適時開示を要請する規定である。即ち、インサイダー取引等により、一部の者が他の者より情報を保有し、有利な立場で市場から利得をあげることを禁ずるものである。

(EU証券市場における4つの重要な指令【Directive】の関連図)



● 対顧客直物為替相場推移表 ●

通貨		月日						4日~8日 週間平均	3月の 月間平均
		4月4日	4月5日	4月6日	4月7日	4月8日			
U S ド ル	T. T. S	108.73	109.44	109.39	109.76	109.71	109.41	106.33	
	T. T. B	106.73	107.44	107.39	107.76	107.71	107.41	104.33	
	T. T. M	107.73	108.44	108.39	108.76	108.71	108.41	105.33	
ユ ロ	T. T. S	140.46	140.74	140.76	141.41	140.82	140.84	140.34	
	T. T. B	137.46	137.74	137.76	138.41	137.82	137.84	137.34	
	T. T. M	138.96	139.24	139.26	139.91	139.32	139.34	138.84	
S T G ポ ン ド	T. T. S	206.55	207.44	207.63	208.49	207.06	207.43	204.54	
	T. T. B	198.55	199.44	199.63	200.49	199.06	199.43	196.54	
	T. T. M	202.55	203.44	203.63	204.49	203.06	203.43	200.54	
S フ ラ ン	T. T. S	90.38	90.53	90.66	91.08	90.70	90.67	90.51	
	T. T. B	88.58	88.73	88.86	89.28	88.90	88.87	88.71	
	T. T. M	89.48	89.63	89.76	90.18	89.80	89.77	89.61	

(注) T. T. S=電信売相場, T. T. B=電信買相場, T. T. M=電信売買相場の仲値, T. T. M及び平均相場は、東京三菱銀行公表レートを基礎に算出、平均相場は銭位未満四捨五入。